

# 独立役員届出書

## 1. 基本情報

会社名	エン・ジャパン株式会社		コード	4849
提出日	2021/6/9	異動(予定)日	2021/6/24	
独立役員届出書の提出理由	定時株主総会に社外役員の選任議案が付議されるため。			
<input type="checkbox"/> 独立役員の資格を充たす者を全て独立役員に指定している(※1)				

## 2. 独立役員・社外役員の独立性に関する事項

番号	氏名	社外取締役/ 社外監査役	独立役員	役員の属性(※2・3)													異動内容	本人の 同意		
				a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	該当 なし				
1	井垣 太介	社外取締役																○		
2	村上 佳代	社外取締役	○															○		有
3	坂倉 亘	社外取締役	○																新任	有
4	大戸 正彦	社外監査役	○															○		有
5	大谷 直樹	社外監査役	○															○		有
6	石川 俊彦	社外監査役	○															○	新任	有

## 3. 独立役員の属性・選任理由の説明

番号	該当状況についての説明(※4)	選任の理由(※5)
1	該当なし	当社の事業内容に精通しており、弁護士及び社外役員としての職務経験を活かし、俯瞰的な視点から当社取締役会において積極的な意見と提言をいただいております。また、指名・報酬委員会の委員長を務めていただいております。役員を選任及び報酬決定プロセスの透明性と公正性を高めていただいております。当社グループの持続的な成長と企業価値向上の実現に向けて、経営の監督を行っていただくために適任と判断し、社外取締役として選任しております。東京証券取引所の有価証券上場規程第436条の2に規定する独立役員の要件をすべて満たしており、同氏と一般株主との間に利益相反を生じるおそれはないものと判断しておりますが、同氏の所属する弁護士法人の方針に従い、独立役員として指名、届け出は行いません。
2	該当なし	WEB、デジタルマーケティング及びDXに関連した広い見識を有しており、かつ、女性ならではの視点を活かし、当社取締役会及び経営会議において積極的な意見と提言をいただくことにより、ダイバーシティ・マネジメントの推進へ貢献しております。また、指名・報酬委員会の委員を務めていただいております。役員を選任及び報酬決定プロセスの透明性と公正性を高めていただいております。当社グループの持続的な成長と企業価値向上の実現に向けて、経営の監督を行っていただくために適任と判断し、社外取締役として選任しております。東京証券取引所が定める独立性基準にいずれも抵触しておらず、一般株主と利益相反の生じるおそれはないものと判断し、独立役員に指定しております。
3	坂倉亘氏は、One Capital株式会社のCOOであり、当社は同社が無限責任社員として運用している投資事業組合に150万円出資しておりますが、利益分配以外の取引は発生しません。そのため、特別の利害関係や特定関係事業者には該当いたしません。	世界的戦略コンサルティングファームにおいて、凡そ20年間の大企業のデジタル変革の支援実績を有すると共に、One Capital株式会社のCOOとして、日本のSaaS領域における投資、戦略に関して有数の実績及び知見を有していることから、当社の経営戦略立案に貢献していただけると考えております。他の候補者と比較考慮した結果、同氏の経験及び知見が当社の求める人材と合致すると判断したため、社外取締役として選任しております。東京証券取引所が定める独立性基準にいずれも抵触しておらず、一般株主と利益相反の生じるおそれはないものと判断し、独立役員に指定しております。
4	該当なし	企業経営に関する豊富な経験と幅広い知見を当社の監査体制に活かしていただくため、社外監査役として選任しております。東京証券取引所が定める独立性基準にいずれも抵触しておらず、一般株主と利益相反の生じるおそれはないものと判断し、独立役員に指定しております。
5	該当なし	企業経営やPE投資に対して豊富な経験を持ち、かつ、弁護士としての高い見識を有することから、専門的な知識・経験等を当社の監査体制に活かしていただくため、社外監査役として選任しております。東京証券取引所が定める独立性基準にいずれも抵触しておらず、一般株主と利益相反の生じるおそれはないものと判断し、独立役員に指定しております。
6	該当なし	企業経営に対して豊富な経験を持ち、かつ、公認会計士としての高い見識を有することから、専門的な知識・経験等を当社の監査体制に活かしていただくため、社外監査役として選任しております。東京証券取引所が定める独立性基準にいずれも抵触しておらず、一般株主と利益相反の生じるおそれはないものと判断し、独立役員に指定しております。

## 4. 補足説明

--

※1 社外役員のうち、独立役員の資格を充たす者の全員について、独立役員として届け出ている場合には、チェックボックスをチェックしてください。

※2 役員の属性についてのチェック項目

- a. 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b. 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与(社外監査役の場合)
- c. 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d. 上場会社の親会社の監査役(社外監査役の場合)
- e. 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f. 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g. 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h. 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i. 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j. 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- k. 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- l. 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

以上のa~lの各項目の表記は、取引所の規則に規定する項目の文言を省略して記載しているものであることにご留意ください。

※3 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」を表示してください。近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」を表示してください。

※4 a~lのいずれかに該当している場合には、その旨(概要)を記載してください。

※5 独立役員の選任理由を記載してください。